

令和8年度秦野市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金の御案内
(簡易版のため、詳細は市要綱及びQ&Aを御確認ください)

1 補助金の概要

(1) 趣旨

保育士等の人材確保並びに就業継続及び離職防止を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するため、常勤職員が居住するための宿舍としての住居の借り上げを行う保育所等の事業者に対し、当該借り上げに係る費用の一部を補助するもの。

(2) 対象施設

認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育）

(3) 対象職員

以下の条件を全て満たす者

- ・保育士等（保育士及び保育教諭）
- ・月120時間以上保育業務に従事している者
- ・保育士等が住居手当及びこれに類する手当等の支給を受けていないこと
- ・雇用開始された日の属する会計年度から起算して10年以内であること

※令和7年度から国の制度変更があったことに伴い、他自治体での申請を含め、利用は「1人1回」までとなりました。令和7年度中に他自治体の保育所等で勤務し、本制度を活用していた方は、令和8年度から本市での利用はできません。

(4) 補助対象期間

各月1日時点で、以下の条件が満たされている間

※ 以下、1つでも2日以降になってしまうと、翌月分から補助の対象となります。

- ・本市内に事業者名義で借り上げている宿舍を有している
- ・保育士等が当該宿舍に居住している（住民登録がされている）

※ 転入（居）届の異動日で判断します。

(5) 補助内容

対象経費	雇用している保育士等向けの宿舍借り上げに係る経費のうち 賃借料、共益費（管理費） 。※敷金、礼金、更新料等は対象になりません。
補助率	対象経費の3/4（1/4は事業者が必ず負担します。）
助成金額	宿舍1戸当たり月額55,000円※の3/4（41,000円）を上限（1,000円未满是切り捨て。家賃の一部を保育士等本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象）

※「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日成事第520号）」別紙「保育対策総合支援事業 費補助金交付要綱」に定められた月額補助対象経費に4分の3を乗じて得た額。令和7年度時点で、対象職員1人あたりの補助対象経費の月額上限は55,000円

2 スケジュール（予定）

- 9月中旬 交付申請依頼（市⇒事業者）
- 10月上旬 交付申請締め切り（事業者⇒市）
- 11月上旬 交付金額決定通知（市⇒事業者）
- 3月下旬 実績報告提出依頼（市⇒事業者）
- 4月上旬 実績報告提出（事業者⇒市）
- 4月下旬 補助金額確定通知（市⇒事業者）
- 5月下旬 補助金支払い

※交付申請締め切り後、新たに対象者が増えた場合は、実績報告書類にその分を追加して報告可能

3 提出書類

(1) 交付申請

- ア 秦野市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書
- イ 事業計画書（第1号様式）
- ウ 収支予算書（第2号様式）
- エ 対象保育士等の就労証明書（第3号様式）
- オ 宿舍に係る賃貸借契約書の写し
- カ 保育士等の住民票の写し
- キ 保育士等の資格を証明する書類の写し
- ク 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（必要な場合、改めて依頼させていただきます。）

(2) 実績報告

- ア 秦野市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金実績報告書
- イ 事業実績書（第4号様式）
- ウ 収支決算書（第5号様式）
- エ 補助対象事業者が宿舍借り上げに係る賃借料等を支払ったことを証明する書類（領収書等）
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（必要な場合、こちらから依頼させていただきます。）